

令和8年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における令和7年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は88件、契約金額は52.6億円である。そのうち、競争性のある契約は71件(全契約の80.7%)、33.3億円(同63.4%)、競争性のない随意契約は17件(同19.3%)、19.3億円(同36.6%)となっている。また、少額随意契約の基準額等を引き上げたことから、契約件数及び金額は令和6年度と比較して大きく減少した。(表1. 注3参照)。

なお、競争性のない随意契約のうち情報システム関係に係る構築業務及び改修業務の契約件数は8件(前年度比4件増)、契約金額は3.3億円(同2.5億円増)となった。これらは契約期間中の追加作業及び改修業務等であるが、現行業者以外の新規業者が行うとした場合、現行業者の開発または保守業務に支障が生じるおそれがあり、現行業者以外の遂行は困難と想定されたためである。

競争性のない随意契約件数は、表2(次ページ)のとおり推移しており、情報システム関係の契約に次いで多いのは入居するビルに関する契約(専有部分の修繕等を含む)であるが、契約件数は4件、契約金額は10.0億円である(最も金額が多いのは賃貸借契約(9.5億円))。

最近の物価高を踏まえた官公需の価格転嫁・取引適正化については、「入札書に記載する金額を直近の実勢価格を踏まえた金額とする」とともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと等の記載を仕様書等に盛り込んだほか、機構における予定価格にも同様の価格転嫁を反映させた。

表1 令和7年度の勤労者退職金共済機構の調達(全体)

(単位: 件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(50.7%) 71	(80.5%) 76.2	(54.5%) 48	(58.4%) 30.7	(△32.4%) △23	(△59.7%) △45.5
企画競争・公募	(39.3%) 55	(3.1%) 3.0	(26.1%) 23	(4.9%) 2.6	(△58.2%) △32	(△12.9%) △0.4
競争性のある契約(小計)	(90.0%) 126	(83.6%) 79.2	(80.7%) 71	(63.4%) 33.3	(△43.7%) △55	(△57.9%) △45.9
競争性のない随意契約	(10.0%) 14	(16.4%) 15.5	(19.3%) 17	(36.6%) 19.3	(21.4%) 3	(23.9%) 3.7
合 計	(100%) 140	(100%) 94.8	(100%) 88	(100%) 52.6	(△37.1%) △52	(△44.5%) △42.2

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。
- (注3) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)の改正(令和7年4月1日施行)により、国における少額随意契約の基準額等が引き上げられたことを踏まえ、当機構においても令和7年度より同基準額を国と同額に改正した。この改正により、公表対象となる契約金額が令和6年度までは100万円超(賃借料又は物件の借入80万円超)であったが、令和7年度より200万円超(賃借料又は物件の借入150万円超)となった(表2～4についても同様)。

表2 令和3年度から令和7年度までの競争性のない随意契約の件数の推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
競争性のない 随意契約	(10.5%) 16	(11.0%) 14	(8.8%) 15	(10.0%) 14	(19.3%) 17
全体	(100%) 153	(100%) 127	(100%) 170	(100%) 140	(100%) 88

- (2) 機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおり、契約件数は18件(前年度比14件減)、契約金額は14.8億円(同51.0億円減)と大きく減少した。契約金額の主な内訳は、「特退共システム特化部分に関するセンタ設備ハードウェア更改及び保守業務(3.3億円)」及び「インターネット関連システムに係る更改並びに更改に伴うデータ移行業務(2.9億円)」である。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)により調達した情報システム関係の契約件数は9件(前年度比15件減)、契約金額は10.3億円(同53.1億円減)であり、そのうち一者応札となった契約件数は5件(前年度比13件減)、契約金額は6.6億円(同54.2億円減)となっている(参考:令和6年度は、一者応札・応募のうち「次期建退共電子申請システムの構築に係る業務(27.5億円)」及び「業務系センターハード共通基盤構築及び保守業務(19.3億円)」が契約額の8割を占めた。)

表3 令和7年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	94 (74.6%)	53 (74.6%)	△41 (△43.6%)
	金額	13.4 (16.9%)	18.5 (55.5%)	5.1 (38.2%)
1者以下	件数	32 (25.4%)	18 (25.4%)	△14 (△43.8%)
	金額	65.8 (83.1%)	14.8 (44.5%)	△51.0 (△77.5%)
合 計	件数	126 (100%)	71 (100%)	△55 (△43.7%)
	金額	79.2 (100%)	33.3 (100%)	△45.9 (△57.9%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

表4 平成30年度から令和7年度までの一者応札・応募の全体に占める割合 (単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 者 応札・ 応募	(44.6%) 78	(18.8%) 22	(24.4%) 31	(23.4%) 32	(15.0%) 17	(45.2%) 70	(25.4%) 32	(25.4%) 18
全体	(100%) 175	(100%) 117	(100%) 127	(100%) 137	(100%) 113	(100%) 155	(100%) 126	(100%) 71

(注1) 平成30年度から令和4年度までは第4期中期目標期間

(注2) 令和5年度及び令和7年度は第5期中期目標期間

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和8年度においては、以下の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。【当該取組の実施状況】

<競争性のない随意契約に係る取組>

調達の目的、金額、合理性及び必要性等を勘案し、会計規程に定められた随意契約事由に該当するかを慎重に検討する。

<一者応札・応募に係る取組>

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、新規業者を含む複数業者の参加を促し市場の競争性を働かせるため、要求部署が早期に決裁文書を起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い、入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届への理由の記載を求めるとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、必要に応じ意見招請を実施する。
- ④ 前回の同種の入札において一者応札・応募であった入札等を実施する場合は、調達の目的、金額、合理性等について適切であるか、より慎重に検討する。また、仕様書に記載する要件については、緩和しても支障がないか精査を行い、仕様書に反映するものとする。

<官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組>

① 適切な予定価格の作成

需給の状況、原材料及び人件費(調達地域における人件費、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。))についても反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととし、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意することとする。

なお、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品について、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

② ダンピング防止の周知・低入札価格調査制度の適切な活用等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

特に、人件費率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認し、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

<その他の取組>

- ① 調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）等の諸施策との整合性に留意するものとしている。
- ② 少額随意契約の判断に当たっては、原則として複数の業者から見積りを取り、少額随意契約の金額要件に定める金額以下の見積りを提示した者が過半数となる場合には最低価格を提示した者と少額随意契約を結び、同見積りを提示した者が過半数に至らなかった場合には一般競争入札を行うものとするを明確化している。
- ③ 財務省主計局長が各省各庁会計課長へ発出された令和7年3月28日付け「少額随意契約等の適切な運用の確保等について」において、「少額随意契約において競争性及び透明性を確保し、かつ適切な手続きが遵守されるよう、今後3～5年以内に少額随意契約を内部監査の重点監査対象とし、複数見積りを徴取しているか、不適切な分割契約がないかなどの観点から監査を行うこととしている。」ことを踏まえ、令和7年度に内部監査を実施し、令和8年度においても内部監査を実施することとしている。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

以下の(1)～(3)の取組により、調達に関するガバナンスを徹底する。【当該取組の実施状況】

(1) 競争性のない随意契約及び一者応札・応募に関する内部統制の確立

要求部署においては、競争性のない随意契約と判断される調達案件及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等(※)について、「調達等合理化検討チーム」に調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けることとしている。

(※)その他、政府調達相当額以上の調達額が見込まれる案件についても、事前説明・点検の対象としている。

(2) 契約監視委員会による事後点検

競争性のない随意契約及び一者応札・応募等の契約結果について、契約監視委員会により点検を受けることとしている。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、要求部署が決裁文書を起案し、契約事務担当課(以下「調達部署」という。)を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施している。

落札業者決定後、調達部署は調達に係る原議書とは別に契約に係る決裁文書を起案し、総務担当理事までの決裁を得た後に、やむを得ない理由がある場合を除いて要求部署とは独立して契約事務を進めることとしている。

② 額が多い等特に重要な調達案件は、理事長までの決裁を要することとしている。

③ 要求部署は調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ずCIO補佐官等によるチェックも受けることとしている。

④ 調達部署は、予定価格の算定に当たっては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定することとしている。

⑤ 調達等業務に長期間従事することによる不正行為のリスクを未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施している。さらに、コンプライアンスに関する役職員向けの研修等を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図っている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとしている。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組んでいる。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務部次長、勤労者財産形成部次長、総務課長及び総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表するものとしている。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図っている。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)の対象事業に選定された場合には、適切に対応する。